

デイケアとは、通院外来治療法の一つです。 生活の場を社会におきながら、昼間はデイケアに通い、仲間と一緒にグループ活動を行いながら、生活リズムや対人関係の改善、さらには社会復帰、自立生活を目指しています。

プログラム

	月	火	水	金	土
午前	ミーティング	趣味の時間	ヘルシー クッキング	イベント (誕生会など)	趣味の時間
午後	買い物/映画鑑賞		だんらんの時間 (学習・雑談)	スポーツ	

~開催日~

月・水・金 9:30~16:30 デイケア(食事あり)

火・土 9:30~12:30 ショートケア(食事なし)

(木曜・日曜・祝日は休み)



週1回でもかまいません。 皆さんのご都合に合わせてご利用下さい。

また、プログラム内容は予定であるため、変更する 場合もありますが、ご了承下さい。 対象となる方…

- ✓ 話し相手や友達がほしいが、人付き合いがうまくいかない。
- ✓ ひとりで考えたり、悩んだりすることが多い。
- ✓ 症状は軽くなったけれど、すぐには働く自信がない。
- ✓ 仕事についても、続けることができない。
- ✓ 毎日何もすることがない。
- ✓ その他、当院に通院されている方の多くは対象となります。

利用の手続き

各種保険を利用できますが、ぜひ自立支援医療でのご利用をお勧めします。 【デイケアの場合】

/D //+ (57 D)	保険 自己負担割合	自立支援医療制度を利用
保健区別	1回につき	した場合 1回につき
国民健康保険	1980円	660円
社会保険 (本人)	1980円	660円
社会保険 (家族)	1980円	660円

【ショートケアの場合】

保健区別	保険 自己負担割合	自立支援医療制度を利用
木)连(乙)	1回につき	した場合 1回につき
国民健康保険	1050円	350円
社会保険 (本人)	1050円	350円
社会保険 (家族)	1050円	350円

- ※自立支援ご利用の方で、上限額まで達した方は自己負担不要になります。
- ※退院後 1 年以内の方、当デイケアに初めて来られた方は初回から 1 年間に限り 50 円加算され、710 円となります。ショートケアの場合は 20 円加算され、370 円となります。
- ※デイケアで昼食のみを希望される方や、昼食を食べ午後3時30分前に帰られる方は食事料金として、500円をいただくことがあります。なお、この食事料金は医療費ではないので自立支援医療費制度に反映されません。